

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の趣旨や内容を踏まえて、事業者様の事業の再生支援を図っています。
- 具体的には、本ガイドラインを踏まえた取組の指針や契約書整備等、当機構内の態勢を整備しています。
- 事業者様からの経営者保証に関するご相談には、事業者様の再生支援の過程で、経営状況その他の事情を個別に判断し、真摯に対応します。

本ガイドラインに掲げる要件

- 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- 財務基盤の強化
- 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

経営者保証の機能を代替する融資手法

停止条件付保証契約	事業者の皆様が特約条項を遵守されている限り、保証効力が発生しない保証契約
解除条件付保証契約	事業者の皆様が特定の条件を満たした場合には、保証効力が消滅する保証契約

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPをご覧ください。

日本商工会議所HP: <https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

全国銀行協会HP: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>